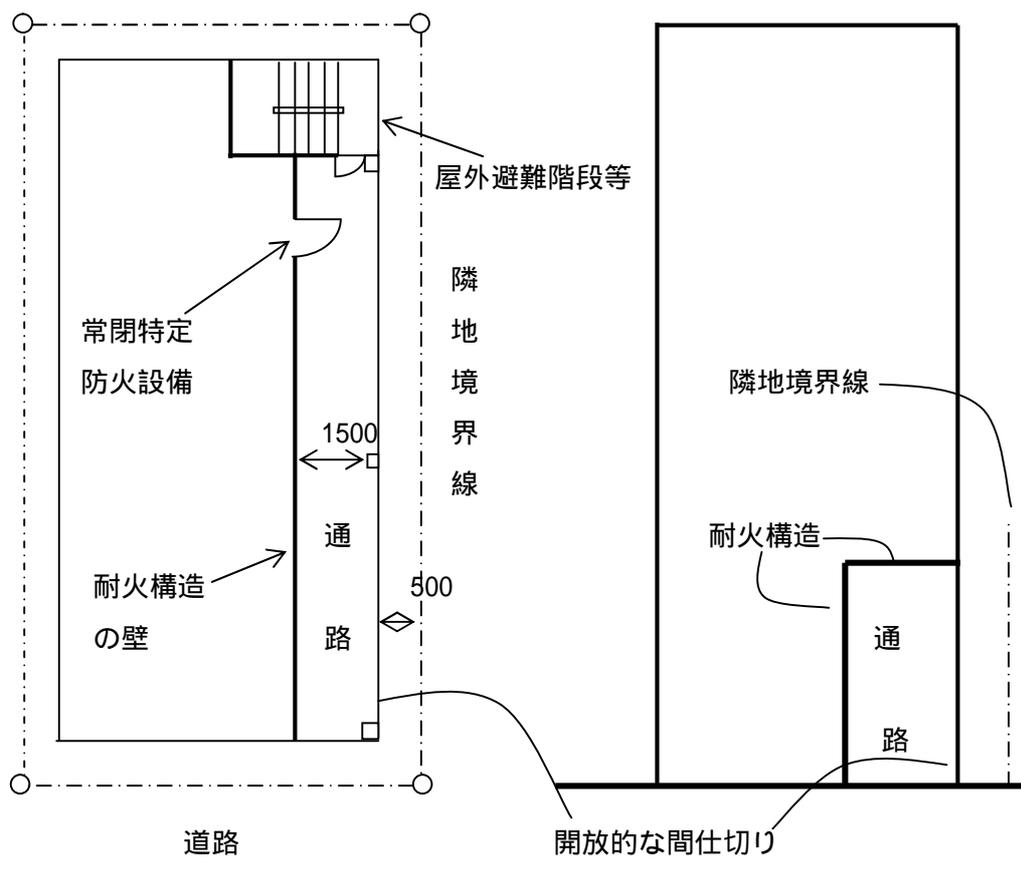


避難の用に供する敷地内の通路が次の各号に該当する場合には、屋内を通過することができるものとする。

1. 開放的空間で、屋内的用途がなく、かつ両端の出入り口には閉鎖的な設備を設けないこと。
1. 通路部分は、主要構造部を耐火構造とすること。
2. 通路部分とその他の部分とは耐火構造の床及び壁で区画し、壁には開口部を設けないこと。但し最小限必要な部分については常時閉鎖式特定防火設備を設けること。

・設置例



寸法表示は有効寸法を示す

備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010.04.01